

令和7年度 ボランティア保険の種類と内容（一部抜粋）

	ボランティア活動保険	ボランティア・市民活動行事保険	非営利・有償活動団体保険	移送中事故傷害保険
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるボランティア活動中の事故に対する補償 ①ボランティア自身の怪我 ②第三者の身体や財物に与えた損害に対する補償	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるボランティア団体等が主催する行事開催中の事故に対する補償 ①行事参加者自身の怪我 ②第三者の身体や財物に与え主権者が賠償責任を負った場合の補償	<ul style="list-style-type: none"> 非営利・有償活動中における事故に対する補償 ①活動者自身の怪我 ②活動者が第三者の身体や財物に与えた損害に対する補償	<ul style="list-style-type: none"> 移送サービス事業中における事故に対する補償 (移送サービス利用者が車両乗車中に怪我をした場合の補償)
対象	ボランティア団体 ボランティア個人	行事主催者(主催団体) 行事参加者	非営利活動団体 団体活動者個人	車両特定方式 特定した車両の同乗車全員の補償
保険料	1人1年間 Aプラン 300円 Bプラン 500円 ※途中加入も同額 ※天災補償付プランもあります Cプラン 600円	I型(1日行事) 1人30円 ～262円 最低20人から受付 II型(宿泊行事) 229円(1泊2日) ～358円(6泊7日) III型(1日行事かつ参加者が事前に特定できない行事) 1人30円、最低20人から受付 ※I型、II型、III型ともに熱中症・食中毒も対象となります。	Aプラン ・4,900円(年額) ※中途加入の場合 計算4,500～400円 Bプラン ・6,300円(年額) ※中途加入の場合 計算5,780～520円 加入は2人以上	車両特定方式 2,000円 (乗車定員1名) ×自動車定員数 自家用車以外は引き受け 保険会社へ問い合わせ 途中加入の場合月割 計算(1,834～167円)
補償期間	令和7年4月1日 0時～ 令和8年3月31日 24時迄	行事開催日の0時～24時迄	令和7年4月1日 16時～ 令和8年4月1日 16時迄	令和7年4月1日 16時～ 令和8年4月1日 16時迄
補償内容	(傷害)Aプラン/Bプラン/Cプラン 通院日額2,000円/4,000円/2,500円 入院日額5,500円/9,500円/5,500円 死亡・後遺障害 1,000万円/1,400万円/1,200万円 (賠償) 対人・対物共通 1事故につき 5億円(限度額)	(傷害) 通院日額 2,000円 入院日額 3,000円 死亡・後遺障害 (I型)(II型) A区分430万円 B区分500万円 C区分498万円 (II型) 400万円 (III型) 430万円 (賠償) 対人:1人1億円限度 1事故2億円限度 対物:500万円限度	(傷害)Aプラン ・通院日額 1,000円 ・入院日額 3,000円 ・【改定】死亡・後遺障害180万円 ※Bプランは375万円 (賠償) ・対人:1億円限度 ・対物:500万円限度	(傷害) 通院日額 2,000円 入院日額 3,000円 死亡・後遺障害 266万円
取扱代理店	島本保険事務所 ※1			
引受保険会社	三井住友海上火災保険(株)			
事業主体	(社福)大阪府社会福祉協議会			
受付窓口	(社福)堺市社会福祉協議会 (各区事務所、地域福祉課) ※2			

※1 事故発生時には、事故発生から30日以内に島本保険事務所への連絡が必要です。

※2 事故発生時、保険加入窓口(堺市社会福祉協議会 各区事務所、地域福祉課)にもご一報いただくと幸いです。